

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社のB支店（以下「B支店」という。）における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に、C社のD支店（以下「D支店」という。）における資格取得日に係る記録を同年5月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円、申立期間③の標準報酬月額を同年5月及び同年6月は1万6,000円、同年7月及び同年8月は1万8,000円、同年9月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（1万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月7日から同年3月1日まで
② 昭和39年4月1日から同年5月1日まで
③ 昭和39年5月20日から同年10月1日まで

私は、昭和38年3月から41年11月までC社で継続して勤務していたが、申立期間①及び③における厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額が、当時支給されていた給与の総支給額と比較して低くなっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管している給与明細書及び複数の元同僚の供述から、申立人は、C社に継続して勤務（B支店からB市Eに新設されたC社のB本社（以下「B本社」という。）へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚が、「B本社が設立された際、B支店は閉鎖され、申立人を含む全従業員がB本社に異動した。」旨を回答していることから判断すると、商業登記簿謄本から確認できるB本社の成立日である昭和38年10月23日と考えられる。

一方、オンライン記録を見ると、B本社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和39年3月1日であることが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「B本社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和39年3月1日より以前の期間については、B支店で厚生年金保険に加入させる取扱いであったと思う。」旨を回答しているほか、38年10月からB本社で勤務したと回答している複数の元同僚に係るオンライン記録を見ると、39年3月1日より以前の期間については、B支店で厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立人についても同日以前は引き続きB支店で被保険者資格を有していたと考えられ、申立人のB支店における資格喪失日を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①における標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が保管している給与明細書から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（1万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人が保管している給与明細書及び複数の元同僚の供述から、申立人は、当該事業所に継続して勤務（B本社からD支店へ異動）し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が保管している昭和 39 年 5 月分までの給与明細書には、B本社の給与事務担当者の押印が確認できるため、B本社における被保険者資格の喪失日である同年 5 月 20 日と考えられることから、申立人のD支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間③における標準報酬月額については、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び申立人のD支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 39 年 10 月の記録から、同年 5 月及び同年 6 月は 1 万 6,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 1 万 8,000 円、同年 9 月は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 6 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 6 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、52 年 5 月 10 日まで継続して勤務していた。しかし、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は、50 年 7 月 1 日から 52 年 5 月 11 日までとなっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 社（現在は、B 社）で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記複数の同僚は、いずれも「申立期間当時に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨を供述しており、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、現在の事業主は、「当時の事業主が既に亡くなっており、申立人に係る関係書類等も保管していないことから、申立期間当時、社会保険について、どのような取扱いが行われていたかは不明であるものの、当社を個人事業所から法人組織に変更した時期（法人登記簿上の成立年月日：昭和 50 年 5 月 22 日）以降に、それまで未加入となっていた申立人を含む二人の従業員について、厚生年金保険の加入手続を行ったものと考えられる。なお、厚生年金保険に加入していない期間の保険料を給与から控除することはあり得ない。」旨を回答している。

さらに、申立期間当時、当該事業所において申立人と同一の職種であったとする同僚は、事業主が同事業所を法人組織とした時期に厚生年金保険の加

入手続を行ったと回答している上記同僚について、「私が入社した昭和 42 年以前から当該事業所の従業員として、私や申立人と同じ職種で常時勤務していた。」旨を供述しており、当該供述及び事業主の上記回答を考え合わせると、当時、同事業所では、全ての従業員について、入社の際に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録を見ると、同事業所が新規に社会保険の適用事業所となった昭和 40 年 6 月 1 日から申立人が被保険者資格を取得した 50 年 7 月 1 日までの間において 21 人が被保険者資格を取得しているが、申立人の氏名は確認できない上、資格取得者の健康保険整理番号は全て連番で付番されており、当該番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 32 年 10 月 11 日から 35 年 10 月 20 日まで

私がA社で厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金の制度を知らなかった上、請求及び受給をした記憶が無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年10月20日の前後2年以内に資格喪失し、当該事業所において2年以上の被保険者期間を有する者35人(申立人を含む。)について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から1年以内に支給決定されている上、そのうち申立人を含む5人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、当該事業所の元事務担当者は、「退職時に脱退手当金の説明を行い、受給を希望する者から申出があれば、会社が代理で請求を行っていた。」旨を供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和36年3月3日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、当該事業所を結婚のため退職後、再就職する意思は無かった旨を供述していることを考え合わせると、当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さ

はうかがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給決定日に近接する昭和 36 年 1 月 17 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から同年 10 月 21 日まで

私は、昭和 62 年 8 月 21 日から 63 年 4 月 7 日まで A 社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、厚生年金保険の資格取得日が 62 年 10 月 21 日となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から、申立人が申立期間において、A 社に継続して勤務していた状況がうかがえる。

しかし、当時の事業主及び事務担当役員は、「この頃は、従業員を採用した場合、ほぼ全員に 2 か月程度の試用期間を設けており、社会保険及び雇用保険については、試用期間経過後に加入手続を行い、その後の給与から社会保険料を控除していた。」旨を回答している。

また、申立人が厚生年金保険の資格を取得した昭和 62 年 10 月 21 日の前後 2 年以内に資格取得している同僚 33 人のうち、当該事業所で資格を取得する直前に厚生年金保険の加入記録がある 21 人について、オンライン記録を見ると、うち 15 人に 2 か月以上の空白期間が存在している状況が確認できるところ、複数の同僚は、同事業所において厚生年金保険の資格を取得する 1 か月から 5 か月前に入社していたと回答しているほか、同事業所 B の元 C 長は、「入社時に試用期間が設けられていることを採用時の面接で本人に説明し、了解を得た上で社長に報告していた。また、試用期間中の給与からは、税金以外に控除されるものは無かったと思う。」旨を供述していることなどを踏まえると、当時の事業主及び事務担当役員の回答どおりの取扱いがなされていたものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る雇用保険被保険者記録を見ると、申立人は、昭

和 62 年 10 月 21 日に資格を取得し、63 年 4 月 7 日に離職していることが確認でき、このことは、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。